

「小山市」の企業立地優遇制度

(小山第四工業団地第二工区)

補助金の種類	補助金の内容	対象工場・補助の要件
工業振興奨励金 (工場の新設等)	3年間固定資産相当額を交付	小山第四工業団地第二工区に最初に立地する工場等で、 用地の取得の日から5年以内に操業を開始するもの
工業振興資金融資 (工場の新設等)	総事業費の95%又は1億5千万の いずれか少ない額を融資 ・償還期間15年以内 ・2年以内の措置期間を設けることが可能	工場等の新設をする者で、下記のいずれかに該当するもの 1 中小企業者(中小企業基本法に規定するもの) 2 市長が特に認めたもの
土地取得助成金 (工業団地の土地取得)	用地取得価格の10%を助成 (上限2億円)	市等が分譲する工業団地の工業用地を団地の施行者から 取得し工場等の新設等をする者で、用地の取得の日から 5年以内に操業を開始したもの
企業立地雇用促進奨励金 (人に対する助成)	正社員1名につき25万円を交付 (限度額2,500万円)	工場等の新設により事業を開始する者で、事業開始日の 前後6ヶ月に小山市内に住所を有する者を正社員として 新規雇用又は他の事業所から転属した事業者で下記の すべてに該当するもの 1 投下固定資産額が5000万円以上(中小企業の場合2,500万円以上) 2 事業の開始日から起算して1年を経過した日において、新規雇用者又は 転属者を10名以上(中小企業者にあたっては5名以上)雇用していること 3 小山市雇用促進奨励金の交付を受けていないこと
信用保証料補助金	融資額の内、5,000万円までの 信用保証料相当額を交付 (売買契約後、最初の操業開始するまでの間に1回限り)	工場等の新設等をする者で、小山市工業振興条例の規定 による融資を受け、下記のすべてに該当するもの 1 栃木県信用保証協会の保証を受けて金融機関から融資を受けた者 2 立地する工場等が該当工業用地に最初に立地する工場等であること 3 取得面積が1,000㎡以上であること 4 用地取得の日から3年以内に操業を開始すること 5 市税を滞納していない者であること
企業立地勤労者 福祉厚生奨励金	入会金及び2年分の会費の交付	工場等を新設する者で、下記のすべてに該当するもの 1 工場等に勤務する従業員が事業開始日から2年以内に一般財団法人小山市 勤労者共済サービスセンターの会員となり、かつ、その入会金又は年会費を 交付対象企業が支払ったとき 2 市税を滞納していないこと